
飯山市生成 AI サービス利用業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和7年(2025年)5月
飯山市総務部事業戦略課 DX 推進係

目次

1 公募型プロポーザルの概要.....	3
(1) 業務名	3
(2) 業務概要	3
(3) 契約期間	3
(4) 提案限度額	3
(5) 担当課	3
(6) 参加資格要件	3
(7) 契約締結までのスケジュール	3
(8) 配布資料	4
2 参加手続・提案書類等の提出	5
(1) 参加申込の提出	5
① 参加表明書等の提出	5
② 提出期限	5
③ 提出方法	5
④ 参加資格の確認通知	5
(2) 本プロポーザルに関する質疑応答	5
① 質問様式	5
② 提出期限	5
③ 提出方法	5
④ 質問に対する回答	5
(3) 提案書類等の提出	5
① 提出書類等	5
② 提出先及び提出期限	6
③ 提案書の提出方法	6
3 プレゼンテーションの実施・評価等	7
(1) 実施日時	7
(2) 実施場所	7
(3) 実施方法	7
(4) 評価基準及び配点	7
(5) 選定方法	8
4 審査結果の通知・公表	8
5 契約手続等	8
(1) 契約保証金	8
(2) 契約書作成の要否	8
(3) 契約手続	8
(4) 契約手続において使用する言語及び通貨	8
6 その他	8
(1) 費用負担	8
(2) 提案書類の取扱い	8
(3) 注意事項	8

1 公募型プロポーザルの概要

(1) 業務名

飯山市生成AIサービス利用業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 業務概要

飯山市生成AIサービス利用業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで

(4) 提案限度額

金2,255,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当課

〒389-2292

飯山市総務部事業戦略課DX推進係

電話番号:0269-67-0724(直通)

メールアドレス:senryaku@city.iiyama.nagano.jp

(6) 参加資格要件

公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと
- ・飯山市入札参加資格を有していること。ただし、本プロポーザルの参加申込と併せて、入札参加資格申請を行った者は除く(申請手続を行ったことが確認できる書類を提出すること)。なお、申請後に入札参加資格を認めないと判断したものは参加できない。
- ・公募の日から参加表明書等提出日までのいずれの日において、飯山市の指名停止を受けていないこと。

(7) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下を予定している。

ただし、日曜日、土曜日及び休日には、受付(各質問の受付を含む)を行わない。

表 0-1 契約締結までのスケジュール(予定)

No.	項目	日付
1	公募の開始	令和7年5月13日(火)
2	質問の受付期限	令和7年5月21日(水) 17時
3	質問の回答期限	令和7年5月23日(金) 17時
4	参加申込書等の提出期限	令和7年5月26日(月) 17時
5	参加資格確認通知書の送付	令和7年5月28日(水) 17時
6	提案書類の提出期限	令和7年5月30日(金) 17時
7	プレゼンテーションの実施	令和7年6月11日(水) ※別途通知
8	結果の通知	令和7年6月13日(金)
9	契約締結	令和7年6月下旬

(8) 配布資料

本プロポーザルの配布資料を以下に示す。

表 0-2 配布資料一覧

No.	資料名	様式
1	飯山市生成AIサービス利用業務委託公募型プロポーザル実施要領(本書)	-
2	飯山市生成AIサービス利用業務委託仕様書	-
3-1	参加表明書(兼参加資格審査申請書)	様式1
3-2	誓約書	様式2
3-3	会社概要	様式3
3-4	導入実績一覧	様式4
4	見積書	様式5
5	質問書	様式6

2 参加手続・提案書類等の提出

(1) 参加申込の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

① 参加表明書等の提出

- 参加表明書(兼参加資格審査申請書)(様式1)
- 誓約書(様式2)
- 上記様式の添付資料(様式3)、(様式4)

② 提出期限

令和7年5月26日(月) 17時

③ 提出方法

「(5)担当課」に電子メール(全てPDF形式とし、可能であれば結合処理)にて提出すること。
送付後、電子メールの到達を電話で確認すること。
メールの件名:(社名)生成Aiサービス利用業務委託プロポーザル参加申込

④ 参加資格の確認通知

参加資格の確認審査の結果については、申請者あてに「参加資格確認結果通知書」を電子メールで送信する。

(2) 本プロポーザルに関する質疑応答

本プロポーザル資料に関して質問がある場合は、次の通り、電子メールにて質問書を提出すること。電話や口頭での質問は受け付けない。

① 質問様式

質問書(様式6)を用いること。

② 提出期限

令和7年5月21日(水) 17時

③ 提出方法

「(5)担当課」に電子メール((PDF形式)にて提出すること。
送付後、電子メールの到達を電話で確認すること。

④ 質問に対する回答

当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答は、順次、本市公式ホームページに掲載する。

(3) 提案書類等の提出

公募型プロポーザルにより行うことから、「参加資格確認結果通知書」で参加資格を有する旨の通知を受けた者は、次のとおり提案書類を提出すること。

① 提出書類等

ア. 提案書

-
- ・提案書は、プレゼンテーションの資料として利用する。
 - ・提案書の表紙には「飯山市生成AIサービス利用業務委託提案書」及び社名を記載すること。
 - ・目次及びページ番号を付与すること。
 - ・A4横とし、表紙も含めて30ページ以内とすること。
 - ・提案する生成AIサービスの種類、特徴などを記載すること。
 - ・仕様書の業務内容を反映し、「3 プレゼンテーションの実施・評価等 (4) 評価基準及び配点」の評価項目を明瞭かつ具体的に記載すること。
 - ・令和8年度以降のサービス利用料(年額)を記載すること。
 - ・仕様書に記載以外の有益な提案があれば記載すること

イ. 見積書

見積書作成にあたっては、「見積書(様式5)」にシステム構築、研修費及びサービス利用経費などを示すこと。なお、内訳は要する経費別に必要に応じて修正すること。

② 提出先及び提出期限

ア. 提出先

1(5)担当課

イ. 提出期限

令和7年5月30日(金) 17時

③ 提案書の提出方法

「(5)担当課」に電子メール(PDF形式とし、提案書、見積書に分けること)にて提出すること。
電子メールの到達を電話で確認すること。
メールの件名:(社名)生成Aiサービス利用業務委託プロポーザル提案書の送付

3 プレゼンテーションの実施・評価等

(1) 実施日時

令和7年6月11日(水) ※別途通知

(2) 実施場所

飯山市役所

(3) 実施方法

1者45分以内とする。(プレゼンテーション30分、質疑応答15分)

(4) 評価基準及び配点

評価項目	評価内容	配点
機能要件	<ul style="list-style-type: none">・画面構成や操作方法が分かりやすく、誰でも直感的に使える設計となっているか、利用者が迷わず操作できるような、見やすく使いやすい画面や操作性となっているか・利用可能な言語モデルに処理性能・精度が高いモデルが含まれ、柔軟な運用ができるか・本仕様書に明記されていないものであっても、市職員の業務効率や生産性の向上に寄与する機能や提案が含まれているか	30
研修	<ul style="list-style-type: none">・研修の実施にあたり、複数回の開催やアーカイブ配信など、受講しやすさに配慮した工夫がなされているか・初任者にも理解しやすいよう、研修の目的や内容の方向性が明確に示されているか・具体的な事例を活用し、実務に即した実践的な内容となっているか	15
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none">・データの保存方法や管理体制が適切であり、情報漏えいリスクへの配慮がなされているか・アクセスログの取得・管理等、利用状況の追跡が可能なセキュリティ対策が講じられているか・その他、想定される脅威に対する適切な対策が実装されているか	15
保守・サポート体制／実績	<ul style="list-style-type: none">・保守・サポート体制について 継続的な保守対応やトラブル発生時のサポート体制が整備されているか、市との連絡・調整を円滑に行うためのコミュニケーション体制が確立されているか・行政機関での実績について 他の行政機関における導入実績や運用状況があり、公共分野での信頼性・有効性が確認できるか	20
見積書	<ul style="list-style-type: none">・見積金額	20
合計		100

(5) 選定方法

プレゼンテーションの評価は、審査委員会を設置し実施する。

当該審査委員会の各委員が評価項目に基づき採点を行い、評価点数の総合計が最も高く、かつ総合平均点が60点以上(評価基準点)である提案者を、最優秀提案者として選定する。

最高得点の提案者が複数いる場合は、委員による協議により最優秀提案者を決定する。なお、提案者が1者のみの場合でもプレゼンテーションを実施し、評価基準点を満たしているかどうかにより、選定の可否を判断する。

4 審査結果の通知・公表

結果通知は、電子メールにより各事業者へ通知するとともに、最優秀提案者は市ホームページに公表する。

なお、審査結果に関する異議申立てや問い合わせ等には一切応じないものとし、審査内容についても開示しない。

5 契約手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、飯山市財務規則第124条第3項に該当する場合は、免除とする。また、契約保証金に代わる担保については、飯山市財務規則第124条第2項による。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続

最優秀提案者との協議の結果、本市が正式にサービス提供事業者として決定した提案者のサービスを本業務の導入サービスとして指定し、随意契約により契約を締結するものとする。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルの参加に必要な費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提案書類の取扱い

提出された提案書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。また、提出された書類は、返却しないものとする。

なお、提案書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。

(3) 注意事項

提出書類等に虚偽の記載をしたと本市が判断した場合やプレゼンテーションにおいて虚偽の発言をした場合は、当該提案者を失格とするとともに、飯山市競争入札参加資格停止措置要領に規定する資格停止措置を行うことがある。